

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例案に対する意見募集の実施結果について

平成21年2月12日

防災局防災チーム

鳥取県防災・危機管理対策条例（仮称）検討委員会において取りまとめた「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例案のあらまし」に対する意見募集を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 意見募集の実施状況

(1) 募集期間

平成20年12月19日（金）から平成21年1月30日（金）まで

(2) 周知・募集方法

周知方法：県政記者室への資料提供、新聞広告の掲載、ちらしの配布、ホームページへの掲載

募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、県民室等に設置した意見募集箱への投函

(3) 応募件数

2件（2名） ファクシミリ 1件、その他（電話） 1件

2 意見の内容と反映状況

意見の内容	検討結果
地域（自主防災組織）の役割を規定すべきである。	自主防災組織は、共助の担い手であり、防災や危機管理において大切な役割を果たしますが、具体的な役割は住民が自主的に決めるべきであると考えますので、条例には、地域住民の理解を得て、活性化に努めることを規定するにとどめます。
防災マップづくりを普及し、地域住民の支援の程度を把握することが大切である。	住民が情報を共有し、防災意識を高める上で、防災マップは極めて有効であることから、地図の活用等について規定します。

3 意見交換会での意見と反映状況

意見の内容	検討結果
防災・危機管理の基本となる条例は必要である。	条例案を6月定例県議会に提案する予定です。
条例の制定も大切だが、県や市町村が何をすべきか考えるべきである。	県や市町村が実施する対策は、地域防災計画等に定めてありますので、その内容を県民にわかりやすく周知するとともに、県民の意見を反映させて、随時見直しを行うことを条例に規定しています。
市町村に対する財政支援を規定すべきではないか。	平成21年度から市町村に対する財政支援として、防災・危機管理対策交付金を創設することとしています。また、財政支援に限らず、人的支援や情報支援なども含めて、県が市町村を支援することを規定しています。
役に立つ防災計画となるよう、テーマ別等の身近な計画をつくってはどうか。	地域防災計画の内容を県民にわかりやすく周知し、随時見直すこととしており、その中で検討します。
まちづくりのように県庁全体で取り組んでいくという視点が必要ではないか。	市町村、県及び国の組織・機能のすべてをあげて防災・危機管理対策を進めること、まちづくりは防災・危機管理の視点に立つて行うことを追加します。
条例制定後も県民の意見を聞いていく必要がある。	条例制定から3年を経過した時点で見直しを行うことを規定します。
条例制定の効果を検証する仕組みは考えられないか。	条例の見直しを行う際に、効果の検証を行います。
県民にわかりやすい説明のしかたを工夫して欲しい。	条例制定後も引き続き、県民にわかりやすい説明をするよう努めます。